

第16回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年12月16日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県教育会館 203会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、佐藤 光男、松本 ぬい子、小栗山 喜一郎、
坂本 雅信、和田 一夫
- 専門委員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水産課 篠原課長
中川副主査
篠原主査
- 漁業資源課 石黒漁業資源課長
山田資源管理班長、武田副主査
- 水産事務所 銚子：永野所長
館山：小森所長、赤羽主査
勝浦：三井課長
- 水産総合研究センター
内山資源研究室長
- 事務局 玉井副技監、川合副主査

4 議事事項

- (1) 特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）
- (2) くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）
- (3) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号の発出について（協議）
- (4) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さん、こんにちは。出席予定の方がおそろいになりましたので、ただいまから第16回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、年末の御多忙の中、第16回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

この1年、当委員会で、漁獲可能量の設定、各種漁業の制限措置や許可方針、漁業権の免許、委員会指示の発出などに係る諮問・協議のほか、漁業権一斉切替を来年に控え、漁場計画に関する各地区小委員会での協議など、活発に御審議いただきましたことを、改めてお礼申し上げます。

さて前回委員会からの動きですが、11月28日に太平洋広域漁業調整委員会がウェブで開催され、私が出席しました。ここでは太平洋南部キンメダイやマサバ太平洋系群の資源管理、クロマグロの委員会指示等について協議しました。結果は後ほど事務局から報告があります。

また、11月29日には一都二県連合海区漁業調整委員会がウェブで開催され、私と鈴木代理、滝口委員、佐久間委員が出席しました。ここでは「海ほたる」の禁漁区に係る委員会指示について協議しました。この委員会指示は、本日の議案として後ほど御審議いただきます。

本日の議案は、このほかにも、さんまなどに関する漁獲可能量の当初配分案、くろまぐろの小型魚の追加配分の取扱いがございます。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨を連絡のありました委員は、佐久間委員、平島委員、鈴木正男委員の3名でござい

ます。委員定数15名のうち12名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の田邊委員から出席できない旨の連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

はい。それでは議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。本田委員と江野澤委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

続いて、議題に入ります。第1号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。

【山田班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理している、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群について、令和5管理年度の漁獲可能量の当初配分案（現行水準）を諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第2号議案「くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【山田班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理しているくろまぐろの県内融通を促進し、消化率を向上させるため、今年度配分量の譲渡を行った管理区分に対し、翌年度に一定量の追加配分を行う取扱いについて、協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。一つ、確認というか、教えていただきたいんですけども、

第2、くろまぐろに係る譲渡メリットの取扱いについての、3の譲渡メリットの手続の(2)に、今御説明のあった、前年度の当初配分の10%を上限に当該譲渡数量と等量を配分するという規定がされているのですが、この10%というのは何を基準として、根拠があるのかということをお教えいただけますでしょうか。インセンティブを与えるというのはとてもよいやり方だとは思っているんですけども、何をもって10%にしたのかということをお教えください。よろしくお願いいたします。

【石井会長】

漁業資源課、お願いします。

【山田班長】

ありがとうございます。上限を設けない場合を想定しますと、仮に大きな数量を譲渡した管理区分があった場合に、翌管理年度の配分量がメリットにより大きく増加しますが、これが繰り返されると、もともとの配分量のバランスが崩れるおそれがあると考えられます。また、譲渡メリットの原資が慢性的に不足することも考えられるかと思えます。上限を当初配分の10%とした理由につきましては、国は当初配分量の7%を上限としているということもあって、本県は、運用上の都合を考えて10%といたしました。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

はい、結構です。ありがとうございました。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて（協議）」の原案に賛成の委員は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号の発出について（協議）」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

説明概要：当該委員会指示の有効期限は令和5年2月末日に満了することから、今後の取扱いについて、時点の更新のほか従来どおりの内容で協議するもの。

【石井会長】

続いて、水産課より説明をお願いいたします。

【中川副主査】

説明概要：「海ほたる」禁漁区における魚群探知機調査の結果、禁猟区内に魚類の蝟集を確認している旨を報告。

【石井会長】

朗読と説明が終わりました。

ここで、去る11月29日にウェブで開催されました一都二県連合海区漁業調整委員会の審議結果について、会議に出席いただいた鈴木会長代理から御報告をお願いいたします。

【鈴木会長代理】

それでは御報告いたします。

去る11月29日、ウェブ会議方式により一都二県連合海区漁業調整委員会が開催され、当海区からは、石井会長、滝口委員、佐久間委員、私の4人で出席しました。

審議において、「海ほたる周辺海域は水産資源の保護を図る上で重要であり、引き続きこの海域を採捕禁止区域とする必要があることで連合海区委員会として意見が一致し、委員会指示を発出することについて、原案に異議のない旨、可決・決定しました。

この結果を受け、一都二県連合海区から各海区に協議がなされ、本日の委員会に上程されております。

連合海区の審議結果は以上です。よろしく願いいたします。

【石井会長】

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本田委員。

【本田委員】

質問ですけれども、経緯も全然分からないで質問するので、かなりとんちんかんかもしれないんですが、「海ほたる」は住所を調べたら木更津市で、千葉県ですよね。陸上部は千葉県だけど、その周辺は連合海区の委員会指示が必要ということは、海は千葉県のものではないというふうに一都二県で整理されているということですか。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川副主査】

水産課です。東京湾においては、漁業権区域や港湾区域等を除く、管轄する知事が不明確な海面については、属人主義による共通の海面として取り扱っておるところで

す。「海ほたる」周辺についても、県境が定まっておきませんので、一都二県の連合海区において、水面の総合的な利用ができるように調整して、連携して、漁場の適切な利用を図っているところです。

以上です。

【本田委員】

分かりました。じゃあ、これはもう、質問しようと思ったんですがしませんけれども、要するに、そういうことだから東京も神奈川も取締りの権限を有しているということですかね、ここは。それは回答は要らないです。

ちょっと話は変わるんですけども、16ページで、累積違反件数の数字があって、「前期間、現期間の通算累積違反回数」と書いてあるんですが、別々の時期なので、これ、あまり、累積する意味がないんじゃないかと思うんですけども。例えば、今回の指導の在り方で1回目、2回目、3回目とあるんですけども、これも多分この指示の範囲内で、過去の委員会指示でやったやつはカウントされないと思うので、何でもここを足したのかなと、ちょっとよく分からないんですけども。私の認識が間違っているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

【石井会長】 それでは事務局、お願いします。

【川合副主査】

累積違反件数につきましては、17ページ以降につけてございます指導要領の中で、累積する期間を、今の委員会指示の2年間と、その一つ前の委員会指示の期間を合わせて、トータルするとその4年間での違反に対して、この指導要領に沿って指導をしていくことになっておりますので、前の委員会指示の期間のものと2年間の委員会指示の期間のものを累積しているということです。

【石井会長】

本田委員、今、説明がありましたけれども、何か。

【本田委員】

指導要領はそうなっていればいいんですけども、委員会指示の内容として、例えば、強い指導とかあると思うんですが、それをどう適用するかというのを、前の委員会指示を通算するんですか。

【川合副主査】

前の委員会指示の期間から4年間の中の違反回数で指導をしていくので、前期に1回やって、今期の委員会指示期間にもう1回やったなら、2回目としてカウントして、第2段階の指導という形を取っています。

【玉井副技監】

よろしいですか。補足させていただきますと、一定期間の繰り返しの違反がちょっと多かったというのが過去にございまして、その2年間の間だけで処理をするということ、なかなか指導の効果が上がらないというところもあって、一定期間の繰り返しの違反が多いことと、委員会指示が期間を含めた随時的というような性格を踏まえた上で、平成23年度に、直前の委員会指示の期間を含めて指導していこうということが一都二県で決まっております。そのような観点から、直近4年間で指導をかけていくという形になっております。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

指導だからそういうことが可能だということですよ、要するに。それは分かりました。なぜ、そうまでして指導にこだわっていて、知事の裏づけ命令をさっさと出さないのかというのが、次の質問だったんですけども。

【玉井副技監】

遊漁船業や漁業者であれば、直接漁協を通じてとか、遊漁船の団体を通じてという指導で、いろいろ指導をするのが、言ってしまえば容易という形になるんですけども。

も、ここで指示の対象に含めているのは、そのほかのプレジャーボートも含めて考えております。プレジャーボートにつきましては、随時出入りが激しいものですから、なかなか指導が伝わってないところもございまして、一応、粘り強く指導を重ねていくという形で、この指導要領がつくられております。

ただ、それでも違反を重ねるものに対してはどうするのかということにつきましては、一都二県で集まってまた対応を協議していくというような形になってございます。

【本田委員】

最後の質問なんですけれども、この指導要領って公表はしてないですよ。

【玉井副技監】

指導要領自体は公表しておりません。

【本田委員】

こういうのが公表されると、裏づけ命令は出ないんだと逆に思ってしまうので、公表してないのなら、今の考え方は分かります。

【石井会長】

本田委員、よろしいですね。

【本田委員】

はい。

【石井会長】

そのほかに何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。今の質問に補足的な質問ですけれども、近年の状況を見ると、ある程度、指導及び啓発が功を奏していつているようにも思えるんですが、

特にプレジャーボート、ヨットのことは気になりまして、海面利用の方ですかね、それとの協議、調整というのは何か、毎年、今でもおやりになっているのでしょうか。その点を確認させてください。

【石井会長】

水産課のほうで答えていただけますか。

【中川副主査】

水産課です。この委員会指示の協議については、海区調整委員会のほうから海面利用調整部会に意見を聴く形で、今年度も1月12日に協議をする場がありまして、そこで意見を聴きながら、この委員会指示について協議をしているところです。

以上です。

【黒沼委員】

ありがとうございます。具体的にその調整の中で何らかの指示がきちんと海面利用調整部会のほうから出ているとか、そういうような情報というのは入ってくるのでしょうか。

【中川副主査】

この委員会指示の内容が海面利用調整部会の中でちゃんと周知されているかどうかというところですかね。それは、委員会指示が発出された場合は、そのパンフレットで海面利用調整部会の中でも周知に努めておりますし、県のほうでもホームページで、遊漁者の皆さんだとか、遊漁船業者への周知徹底を図っているところです。

【黒沼委員】

ありがとうございます。それがある程度功を奏していたというのを、この数字は見えるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

【石井会長】

そのほかにも御質問等ございませんか。

【中川副主査】

すみません、水産課です。先ほどの黒沼委員からの御意見の中で、違反船が減少しているような傾向が見られるというところですが、その違反の船の隻数だけを見ると、確かに減少しているようにも見えるんですけども、取締り回数も減少している中で、取締り1回当たりの違反船の減少というと、そこまで減少している傾向にはありません。ルールを知っていながら違反するもののほかにも、新規でやはりプレジャーを始める人など、ルールを知らないで違反してしまうケースもやはり一定数いるため、引き続き指導、ルールの周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

はい。

【石井会長】

そのほかにもございませんか、御意見等、質問等。

ないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号の発出について（協議）」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、本議案は可決・決定となるところですが、遊漁にも関係する委員会指示の発出に当たっては、事前に千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見を

聴く必要があります。

そこで、部会の意見を聴取した結果、原案に異議がない旨の内容であった場合には、本委員会でも再度の審議を省略し、原案どおり可決・決定の上、一都二県連合海区漁業調整委員会に対して回答することとしてよろしいでしょうか。

賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題(4)の「その他」ですが、皆様、何かありますか。ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かございませんか。

特になければ、事務局から報告をお願いします。

【川合副主査】

(第38回広域漁業調整委員会の結果概要について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いいたします。何かございませんか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

一つだけ教えていただきたいんですけども、水産庁が言っている太平洋系群というのは、関東沿岸から伊豆諸島の周辺海域を対象とした海域になっていますよね、これ。なぜ水産庁は、釧路沖以南の部分を入れないのか、そして、高知沖までどうして入れないのかというのが、一つ大きな疑問です。もしそれを分けるのであれば、今、80%の回帰率があるという話でしたけれども、漁場ごとの管理がなぜできないのか。この辺は水産庁の方に何かお聞きになったことはあるでしょうか。それを教えてください。

さい。

【石井会長】

資源課のほう、お願いします。

【山田班長】

資源課の山田です。系群といたしましては、高知沖から南西諸島まで含めた中で、太平洋系群と国は言っております。ただ、管理の範囲として、今回、漁獲データ等が全てそろっている一都三県のデータで評価をして、それに対する管理を今、進めようということで、黒沼委員おっしゃるとおり、系群が広い中でなぜその範囲が限定されているかというところは、12月20日にキンメダイの検討部会がございまして、その中でも質問の事項に入っております。国からまだそれに対する回答はなくて、20日になれば、会長も参考人で出られるんですけども、また追って御報告できればと思っております。

【黒沼委員】

ぜひよろしくお願ひいたします。逆に、やっぱり、漁場ごとの管理ができるかどうかというところまで、ヒントが何かあれば探ってきていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【石井会長】

分かりました。

そのほかに御質問等ございましたら。

御質問も出尽くしたようですので、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは事務局、お願ひいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これもちまして第16回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時30分 閉会